入　札　説　明　書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　調達内容

（１）　購入等件名及び数量

デスクトップ型パーソナルコンピュータ　　２１台

（２）　調達件名の特質等

仕様書のとおり

（３）　納入期限

令和９年２月 26 日（金）

（４）　納入場所

岩手県企業局長の指定する場所

２　入札参加者資格

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更正計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（３）　岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を取得し、令和８・９・10 年度競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

（４）　岩手県内に本社（本店）を有する者又は県外に本社（本店）を有しているが、県内に支店等を有しており、その支店等が(３)の資格を有している者であること。

（５）　入札の日において、岩手県から、物品購入等に係る指名停止基準（平成 12 年３月 30 日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。

（６）　当該購入物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

３　入札参加者に求められる事項

（１）　入札参加者は、仕様審査等に必要な書類として、次の書類を令和８年 11 月 16 日（月）午後５時までに 13（２）の場所に１部提出しなければならない。なお、郵便による提出も認めるが期日必着とする。

ア　仕様書

（ア）当該購入物品仕様書の内容が網羅されていること。

（イ）当該購入物品の製造メーカー及び規格等が明示されていること。

（ウ）当該購入物品のカタログ又は写真を添付すること。

イ　保守整備等体制調書

（ア）当該購入物品の保守整備が行える者が常駐している営業所等一覧（営業所等の名称、所在地、入札参加者との関係、連絡系統等、当該購入物品の保守整備及び修理の依頼を受けてから作業に着手するまでの所要日数又は時間が明示されていること。）

（イ）部品供給体制（部品供給の窓口、供給系統及び所要日数又は時間、納入後の部品供給可能年数が明示されていること。）

（ウ）技術員の派遣体制（緊急時の連絡系統、連絡から現地到着までの所要時間が明示されていること。）

ウ　定価見積書

当該物品の定価（調達物品及び搬入等費用を含む内訳を明記のこと。）について、消費税及び地方消費税を除いた金額で見積もること。なお、メーカー希望小売価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに実売価格を記載すること。

定価見積書の提出にあたっては、次の事項を記載すること。

（ア）提出年月日

（イ）入札参加者の住所及び氏名、印（法人の場合は、商号又は名称、代表者の氏名及び印）、電話及びFAX番号、担当者名（問い合わせ先）

（ウ）調達件名

（エ）数量

（２）（１）の書類を提出した者は入札日の前日までの間において当該仕様等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（３）提出された書類は、岩手県企業局において審査するものとする。

なお、仕様書等の補足・補正等は認めるが、令和８年11月19日（木）午後５時までとする。

（４）審査結果は、令和８年11月24日（火）までにFAXにより通知する。

４　入札の方法等

（１）１（１）について総価で入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

（２）入札書は、５（１）の日時に５（２）の場所に持参すること。

（３）入札書を郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、令和８年11月25日（水）午後５時までに13（2）の場所に必着のこと。

また、封書は二重封筒とし、入札書を中封筒に密封の上、当該中封筒及び外封筒の表面に次の事項を記載すること。

ア　氏名（法人にあっては商号又は名称）

イ　「令和８年 11 月 26 日入札　デスクトップ型パーソナルコンピュータの入札書在中」

なお、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

（４）　入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（５）　代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

５　入札、開札の日時及び場所

（１）　日時

令和８年 11 月 26 日　（木）　午前 10 時 00 分

（２）　場所

岩手県企業局会議室（岩手県盛岡市内丸 11 - 1　盛岡地区合同庁舎６階）

６　入札保証金

免除

７　入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

（１）　競争入札の参加資格のない者が提出した入札書

（２）　入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書

（３）　指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書

（４）　記名押印のない入札書

（５）　入札金額を訂正した入札書

（６）　誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書

（７）　入札件名の表示に重大な誤りがある入札書

（８）　同一入札参加者又は代理人が２つ以上提出した入札書

（９）　代理人が委任状を提出しないで提出した入札書

(10)　その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

８　入札書に関する事項

入札書は、県で示す書式により次のことを表示すること。

（１）　入札年月日

（２）　入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）

（３）　あて名は、「岩手県企業局長」とする。

（４）　入札金額

（５）　件名

（６）　規格・銘柄

（７）　数量

（８）　納入期限

９　落札者の決定方法

（１） 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、岩手県企業局契約規程（平成６年企業局管理規程第 14 号）第 10 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を落札者とする。

（２） 落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

（３） （２）の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

(1) 初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。

(2) 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者に限る。

なお、郵送による場合は、「辞退扱い」とするものとする。

(3) 入札執行回数は３回を限度とし、この限度内において落札者がいない場合は、入札を打ち切ることとする。

12 契約に関する事項

（１） 落札者は、契約保証金として契約額の 100 分の５以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

イ 落札者が過去２年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを２件分以上提出したとき。

（２） 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

（３） 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。

（４） 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13 その他

（１） 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

（２） 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

岩手県企業局経営総務室　管理担当

〒020-0023　岩手県盛岡市内丸 11-１

電話番号　019-629-6377

（３） 仕様書に関する問い合わせ先

岩手県企業局経営総務室　管理担当
〒020-0023　岩手県盛岡市内丸 11-１
電話番号　019-629-6377

（入札書様式）

入　　札　　書

令和　　年　　月　　日

岩 手 県 企 業 局 長　　様

所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名　　印

（代理人氏名）　　(印)

一金

億	千	百	十	万	千	百	十	一

円

件　　名　　デスクトップ型パーソナルコンピュータ

規格銘柄　　仕様書のとおり

数　　量　　２１台

納入期限　　令和９年２月 26 日

（委任状様式）

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

岩 手 県 企 業 局 長　　様

委任者　　所在地又は住所

商号又は名称

代表者氏名　　印

私は、下記の者を代理人として、次の権限を委任します。

入札件名　デスクトップ型パーソナルコンピュータ

記

1　受任者

受任者
使用印

氏　名

2　委任事項
入札及び見積に関する一切の権限

3　委任期間
令和　8　年　11　月　26　日　から　令和　　年　　月　　日　まで

物 品 売 買 契 約 書 （案）

岩手県（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿以下「乙」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

第１　甲が乙から購入する物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

(1)　品　　名　　デスクトップ型パーソナルコンピュータ

(2)　規　　格　　仕様書のとおり

(3)　数　　量　　２１台

第２　契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。なお、第１号の「消費税額」は、取引に係る消費税及び地方消費税の額である。

(1)　契約金額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿円（うち消費税額＿＿＿＿＿＿円）

(2)　契約保証金　　金＿＿＿＿＿＿＿＿円

第３　物品の受領場所及び納入期限は、次のとおりとする。

(1)　場　　所　岩手県企業局長の指定する場所

(2)　納入期限　令和９年２月 26 日（金）

第４　乙は、物品を納入したときは、その旨を甲に通知し、甲は、通知を受けた日から起算して 10 日以内に、物品検収員をして、乙又は乙の指定する者の立会いの上、当該物品が契約の内容に適合するかどうかを検収するものとする。

２　乙又は乙の指定する者が、前項の検収に立会いできないときは、代理人を立会いさせるものとする。

３　物品の所有権は、第１項の検収に合格したときに乙から甲に移転するものとする。

４　第１項の規定による検収のために必要な費用及び前項の規定により所有権が移転する前に物品に生じた損害は、乙の負担とする。ただし、当該損害について、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該損害は、甲の負担とする。

第５　乙は、検収の結果不合格となった物品を遅滞なく引き取り、速やかに代品を納入するものとする。この場合における検収は、第４に定めるところによる。

第６　甲は、物品の納入が完了した後において、乙から適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に代価を支払うものとする。

第７　甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価の支払いを遅延した場合においては、乙に対して支払の日までの日数に応じ、契約金額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第８　乙は、自己の責に帰すべき理由により納入期限までに物品を納入しない場合は、違約金として、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既納部分相当額を控除した額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

第９　甲は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

２　前項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第 10　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1)　乙が、納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2)　乙が、正当な理由なく、第９第１項の履行の追完を行わないとき。

(3)　乙が、契約の履行について不正の行為をしたとき。

(4)　その他乙又はその代理人がこの契約に違反したとき。

第 11　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)　契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。

(2)　乙が、契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)　乙が、債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達成することができないとき。

(4)　契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5)　前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が第 10 の規定による催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6)　次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は物品の製造の請負又は買入れの契約を締結する権限をもつ事務所の代表者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

第 12　第 10 又は第 11 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

第 12　第 10 又は第 11 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の 100 分の５に相当する額を甲に納付するものとする。

第13　乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第14　甲は、物品が納入されるまでの間は、第10又は第11の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

２　前項の規定によって契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第15　乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならないものとする。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　前項ただし書の規定により売掛金債権を譲渡した場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、企業局会計規程（昭和43年４月１日企業局管理規程第20号）第38条第１項の規定に基づき、支出負担行為の確認を行った時点で生ずるものとする。

３　乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

第16　乙が、契約不適合の物品を納入した場合において、甲がその不適合を知ったときから１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲はその不適合を理由として、履行の追完の請求、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができない。ただし、乙が納入のときにその不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

第17　この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　　岩手県

代表者　電気事業管理者

岩手県企業局長　　小島　　純　　印

乙

印